

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項第1号中「100分の121.5以上100分の205以下」を「6月に支給する場合には100分の121.5以上100分の205以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の215以下」に改め、同項第2号中「100分の110以上100分の121.5未満」を「6月に支給する場合には100分の110以上100分の121.5未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「6月に支給する場合には100分の98.5、12月に支給する場合には100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の90以下」を「6月に支給する場合には100分の90以下、12月に支給する場合には100分の95以下」に改める。

第51条の2第1項第1号中「100分の50.25以上」を「6月に支給する場合には100分の50.25以上、12月に支給する場合には100分の52.75以上」に改め、同項第2号中「100分の46.75」を「6月に支給する場合には100分の46.75、12月に支給する場合には100分の49.25」に改め、同項第3号中「100分の44.75以下」を「6月に支給する場合には100分の44.75以下、12月に支給する場合には100分の47.25以下」に改める。

第2条 鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「扶養親族届」を「扶養親族の届出」に改め、同条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちに扶養親族届（別記第1号様式）により、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第10条第2項第1号、第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

第9条に次の2項を加える。

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては

当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち条例第10条第4項に規定する期間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）は、令和6年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。